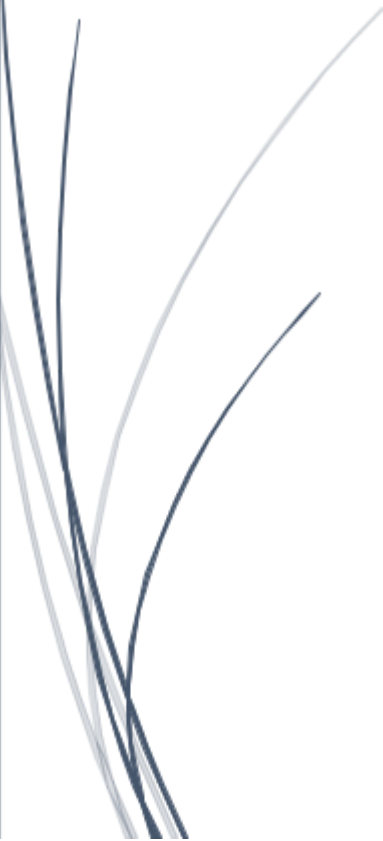




高齢者虐待防止のための指針



医療法人 柏愛会
訪問リハビリテーション事業所

事業所における高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

(1) 目的

医療法人柏愛会 訪問リハビリテーション事業所は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう本指針を定める。

(2) 高齢者虐待の種類

高齢者虐待とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

① 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

② 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

③ 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

④ 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者にわいせつな行為をさせること

⑤ 介護の放棄

放任、利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放棄、その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること

※具体的例としては、別表1を参照

(3) 虐待に対する「自覚」は問わない

利用者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に利用者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応する。

(4) 利用者の安全を最優先する

高齢者虐待に関する通報等の中には、利用者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想される。入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができないときでも利用者の安全確保を最優先する必要がある。

(5) 虐待が発生した場合の対応・報告体制等

① 虐待を発見した場合の(初期)対応

- ・利用者の安全確保
- ・事実確認
- ・情報共有と対策の検討(管理者・その他リハビリ職)
- ・原因分析と再発防止の取り組み検討(虐待防止委員会)
- ・本人・家族への説明および謝罪
- ・関係機関への報告

高齢者虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、通報や届出がなされた場合には迅速な対応が必要である。

② 管理者の責務

管理者は、職員から施設内外における虐待を受けたと思われる利用者及びその疑いがある案件の報告を受けた場合は、速やかに虐待防止委員会を開催するなどこれを検証し理事長に報告の上、市及び県の担当部署へ通報(届け出)するものとする。虐待の状況によっては、警察への通報も行ふものとする。

管理者は、虐待に関する報告または通報を行った職員について、そのことを理由に解雇・その他不利益な取り扱いは行わない。

③ 職員の責務

職員は不適切であろうと思われるケアや言動を発見した場合(確たる証拠は不必要)は、速やかに上長に報告する責務を有する。

職員は虐待に至らないまでも、不適切なケア、その他の兆候を発見した場合でも、上長に報告する責務を有する。

(6) 成年後見制度利用支援

法人は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知を図り、当該制度が広く利用されるように努めなければならない。

(7) 虐待等にかかる苦情解決

利用者又は家族から虐待等に係る苦情申し立てがあった場合、苦情解決責任者は管理者。その他職員は以下の手順により苦情の解決に努めるものとする。

① 苦情申し立てがあった場合は「4 虐待が発生した場合の対応・方向体制等」の手順により確認した事実の報告と謝罪を本人と家族に対して行うものとする。

この際、確認した事実については、時系列にまとめて記録を取っておく。

② その後、改めて虐待の当事者となった職員等から虐待内容を確認し虐待に至った原因を究明し、それに対する解決策を講じるものとする。

③ 解決策に疑義が残る場合は法人内に設置されている第三者委員会に諮問し、委員の意見を取り入れたうえで最終的な解決策を決定する。

④ 最終的な解決策が決定したら、再度、本人と家族に対してお詫びかたがた虐待に対する解決策と今後の対応について説明をし、理解をしていただく。

(8) 利用者等に対する本指針の閲覧等

本「高齢者虐待の防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内にて閲覧できるようにすると共に、当事業所のホームページに公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧できるものとする。

附 則

令和6年3月1日制定

別表1

介護事業者等による高齢者虐待類型

区分	具体的な例
身体虐待	①暴力的行為 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる ・刃物や器物で外傷を与える ・入浴時、熱いシャワーをかけてやけどさせる。 ・本人に向けて物をなげつけたりする。など ②本人の利益にならない共生による更衣、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 ・医学的診療や介護サービス計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や症状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。など ③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制
介護・世話の放棄・放任	①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れがひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・オムツが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる ・室内にゴミが放置、ネズミやゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など